

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災知識普及計画

総合的な震災対策を推進していくうえでは、防災関係機関及び市民が地震に対する十分な認識と震災対策に関する的確な知識を持ち、発災時の応急対応能力を高めることが重要である。

このため、県及び防災関係機関は相互に連携し、防災知識の普及に努めるものとする。

#### 1 市職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に実施できるよう、災害対応マニュアルの作成・配布や研修会、講習会等を実施するものとする。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 震災対策計画の内容の周知徹底
- (3) 市が実施すべき震災時の応急対策の内容
- (4) 震災時における個人の具体的役割と行動
- (5) 災害用備蓄資器材等の使用方法の周知

#### 2 一般市民に対する防災知識の普及

災害から市民の生命、身体及び財産を保護することは、市に課せられた重要な使命であるが、災害対策の万全を期するためには、あわせて市民一人ひとりが正しい防災知識を持ち、自らの安全は自らで守るという防災意識の高揚を図ることが重要である。

このため、市は、

- 3日分の食料を家庭内で備蓄する
- 家庭内の非常持ち出し物資の点検
- 家庭内で非常時の対応を話し合っておく

を重点に、次により防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるものとする。

- (1) 講演会、講習会等を適宜開催し、防災知識の普及を図る。
- (2) 地震に関するパンフレットを作成し、防災知識の普及を図る。
- (3) 広報紙、新聞、テレビ等を通じて防災知識の普及を図る。
- (4) 藤岡市域の地盤揺れやすさ等を示した「藤岡市地震防災マップ」を通じて防災知識の普及を図る。
- (5) 消防職団員による巡回指導により、家具の固定、避難口等の点検・指導と地震発生時の対応等、防災知識の普及を図る。

#### 3 学校教育を通じた知識の普及

市は学校教育を通じて地震災害に対する知識の普及を図るとともに、避難訓練を実施するなど、児童、生徒の防災教育等の充実を図る。

## 第2節 防災訓練計画

災害時における応急対策活動の円滑な遂行を図るため市及び防災関係機関が一体となり地域住民及び自主防災組織の参加を得て訓練を実施するものとする。

また、併せて広域・相互応援協定締結機関に対する応援要請が迅速に行えるように合同訓練を実施する。

### 1 総合防災訓練

市は防災関係機関の連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図る事を目的にして、通信、動員、消防、警備、避難、救助、復旧、図上演習等の各種訓練を総合的に実施するものとする。

### 2 通信訓練

市及び防災関係機関は被害状況の把握及び応急対策の指示等を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

### 3 非常招集訓練

市は災害発生時に職員が迅速に登庁できるようにするため、非常招集訓練を実施する。

### 4 消防訓練

市は消防活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導等の消防訓練を実施する。

### 5 事後評価

市及び関係機関は、防災訓練実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 第3節 市民・事業所等による防災活動推進計画

震災時においては、市をはじめ、防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて市民一人ひとりが地震について十分な防災意識を持ち、防災知識、技能を身に付け、これを家庭、地域、職場等で実践しなければならない。

さらに、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

### 1 市民の果たすべき役割

市民は、自らの安全は自らの手で守る意識を持ち、平常時から災害発生後にいたるまで、可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

#### (1) 平常時から実施する事項

- ア 地震防災に関する知識の吸収
- イ 家庭における防災の話し合い
- ウ 災害時の避難場所、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認
- エ 耐震自動消火装置付き石油ストーブ、ガス器具等の導入
- オ 家屋の補強等
- カ 家具その他落下倒壊危険物の対策
- キ 飲料水、食料、日用品、衣料品等生活必需品の備蓄（3日分備蓄の励行）
- ク 非常持ち出し物品の準備・点検

#### (2) 地震発生時に実施する事項

平常時の準備を生かし、自主防災組織を中心に概ね次の事項が実施できるようにする。

- ア 正確な情報把握
- イ 火災予防措置
- ウ 適切な避難
- エ 自動車運転の自粛

#### (3) 地震発生後に実施が必要となる事項

- ア 出火防止及び初期消火
- イ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- ウ 秩序ある避難生活
- エ 自力による生活手段の確保

### 2 自主防災組織の活動

地域における防災対策は、町内会等の単位で「自分たちのまちは、自分たちで守ろう」との住民の連帯意識に基づき結成された自主防災組織により共同して実施することが効果的である。

このため自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って次の事項を中心に活動の充実強化を図るものとする。

#### (1) 平常時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 火気使用設備器具等の点検
- ウ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄
- エ 防災訓練の実施

#### (2) 災害時の応急活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 災害時要援護者をはじめとする住民の避難・誘導

- エ 被災者の保護・救出、その他の救助
- オ 給食及び給水
- カ 衛生

### 3 市の役割

#### (1) 自主防災組織への支援

##### ア 技術的支援

市及び防災関係機関は、自主防災組織に対して研修会等の実施、防災訓練の指導等を行い、組織的活動を支援するものとする。

##### イ 資器材整備の支援

市は、組織的活動に必要な資器材の整備について、支援を行うものとする。

#### (2) 自主防災組織指導員制度の創設

専門的知識を有する自主防災組織指導員制度を創設し、市及び防災関係機関と連携して、自主防災組織の指導、育成、活性化を図るものとする。

### 4 事業所（企業）防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直しを実施するとともに事業継続計画（BCP）を策定するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める。

#### (1) 事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行うものとする。

##### ア 従業員の防災教育

##### イ 情報収集伝達体制の確立

##### ウ 火災その他災害予防対策

##### エ 避難体制の確立

##### オ 防災訓練の実施

##### カ 応急救護体制の確立

##### キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）

##### ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

#### (2) 事業所も地域コミュニティーの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行えるという特徴があり、地域防災力向上の鍵をにぎるものである。

#### (3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、市が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ市と協定を締結するなど、平時から市との連携に努める。

また、市は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスをを行うものとする。

#### (4) 災害時の事業活動の維持または早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図って行かなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短時間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。

(5) 市は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。

#### 5 特定動物逸走に対する管理者の措置

特定動物の管理者は、災害発生時に特定動物の逸走防止に努めるとともに、地域住民・関係機関に対する通報・連絡体制及び緊急措置等、逸走した際に取りべき措置をあらかじめ確立しておかなければならない。

## 第4節 通信手段確保計画

災害時の情報収集・応急対策活動の実施には、通信の確保が不可欠である。市、県及び防災関係機関は、震災時の通信確保のため、通信施設の整備拡充及び耐震性の強化等の防災構造化を図るなどにより施設の被害軽減措置を講ずるとともに、常に施設被災を考慮し、通信施設・手段等の複数化、通信機器の備蓄・運用等を考慮しておくものとする。

### 1 通信施設の管理

市及び防災関係機関は、震災時における通信確保のため、通信施設の拡充及び施設の耐震性の強化等の防災構造化に努めるとともに、予備電源の確保、点検・整備の実施等、施設の管理保全の徹底を図るものとする。

また、通信施設が被災した場合には、迅速な復旧を図る体制を強化し、通信の確保を図るものとする。

### 2 災害時優先電話の指定

市及びその他防災関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておくものとする。

●資料11 災害時優先電話設置場所一覧表(202ページ)

### 3 通信施設の設置及び複数化

市及び防災関係機関は、激甚災害時等による施設被災を考慮し、災害対策本部のサブセンターの設置、代替通信施設の整備に努めるものとする。

### 4 パソコンネットワークシステムの構築

被害情報等の収集にあたっては、市、警察、消防、県出先機関がそれぞれの立場で行っているが、これらの機関を結ぶパソコンネットワークシステムの構築に努める。

また、県が設置予定しているパソコンネットワークシステムへの参画を図り、情報管理の一元化に努めるものとする。

### 5 画像伝送システムの導入

災害発生時に、被害状況をカメラ等により把握し、その映像を現地から災害対策本部に伝送することのできる画像伝送システムを導入し、被害状況の即時把握と伝達体制の確立に努めるものとする。

### 6 代替通信手段の確保・活用

災害により、有線電話の途絶、輻輳等により通信が困難な場合に備え、次の代替通信手段の確保・活用を図るものとする。

#### (1) 個別受信機

衛星携帯電話を孤立化するおそれのある集落のほか、関係機関に貸与、呼び出し及び情報伝達手段として活用する。

#### (2) 非常無線通信

非常の際の無線局を持った者が自ら行うほか、防災関係機関の依頼により行う。この場合は、あらかじめ、関東地方非常通信協議会に対し、非常の際の連絡を依頼しておくものとする。

#### (3) アマチュア無線

アマチュア無線クラブ等に対し、あらかじめ震災時におけるアマチュア無線の活用

について理解と協力を求め、協力体制を確立し、災害発生時には緊密な連携の基にその活用を図るとともに、可能な支援を行うよう努めるものとする。

- (4) 県防災行政無線
- (5) 消防無線
- (6) 警察無線
- (7) 非常電話
- (8) 携帯電話

#### 7 通信機器調達体制の整備

市及び防災関係機関は、大規模な地震が発生した場合に必要とされる通信機器の備蓄又は調達に関する体制の整備を図るものとする。

## 第5節 火災予防計画

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触等により同時に火災が発生し、特に市街地においては大火災に発展するおそれがある。市及び消防機関は、地震発生時の出火、延焼拡大防止のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図るものとする。

### 1 出火防止

#### (1) 建築同意制度の活用

消防法第7条の規定に基づく建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。

#### (2) 一般家庭に対する指導

- ・震災時における火災防止思想の普及に努める。
- ・自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術等を教育する。

#### (3) 防火管理者等の教育

防火管理者の講習において、震災時の防火安全対策について教育する。

#### (4) 予防査察等による指導

防火対象物の状況を把握し、震災時の防火安全対策について、関係者に対し予防査察時に指導する。

### 2 初期消火

市及び消防機関は、地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るものとする。

なお、事業所等に対しては、防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練を指導し自衛消防力の強化を図るものとする。

### 3 消防力の整備

市は次により消防力の強化に努めるものとする。

#### (1) 消防組織の拡充、強化

市は国の「消防力の整備指針」に適合するよう、消防組織の充実強化に努める。

#### (2) 消防施設等の整備、強化

市は地震の発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防施設等の整備について、年次計画を立てその強化を図る。

特に、消防水利については、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、耐震性貯水槽、河川、湖沼等の水利体制の確立を図る。



## 第6節 避難計画

大地震の発生により、建築物、工作物の破壊や火災、がけ崩れ等の発生することが予想される場合、市は必要に応じた避難のための措置をとるとともに、あらかじめ避難場所の選定等を行い人命の安全の確保を図るものとする。

### 1 避難場所及び避難所の指定

避難場所については、「風水害等対策編 第2章 第16節 避難の受入れ体制の整備計画」を準用するものとする。

### 2 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知

市は、指定した避難場所については、住民に対し広報紙等により周知に努めるものとする。

また、避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難場所及び避難所の案内標識の設置に努めるものとする。また、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。

### 3 避難路等の整備

迅速かつ安全な避難路を確保するため、市は、必要に応じ避難路を指定するものとする。

また、避難路の安全性を確保するため、落下物等の障害物対策に努めるものとする。

### 4 防災上特に必要とする施設の避難計画

次に掲げる施設の管理者は、居住者、利用者等を安全に避難させるため防災責任者を定めるとともに、避難計画を策定しておくものとする。

学校、幼稚園、保育所

病院、社会福祉施設、社会教育施設

百貨店、大規模小売店舗、興業場

ホテル、旅館

その他不特定多数の者が利用する施設

### 5 防災拠点施設の整備

市は防災拠点施設の整備に努め、被災者の避難スペースの確保、物資の備蓄倉庫の設置、災害情報の収集・伝達機能の確立等、必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

## 第 7 節 避難行動要支援者避難対策

風水害等対策編第 2 章第 1 7 節「避難行動要支援者避難対策」に準ずる。

## 第8節 土砂災害予防計画

市は土砂災害危険箇所を調査把握し、危険区域における住宅等の安全立地に努め、地震に伴う地すべり、土石流、がけ崩れ、山崩れ等の地盤災害の予防を図るものとする。

### 1 土砂災害危険箇所の調査

市は、県が実施する、地すべり、土石流、がけ崩れ等地震時に発生が予想される崩壊危険箇所の調査に協力する。

なお、市は、住宅地図にがけ崩れ危険箇所及びそれぞれに対する避難場所等を記入し、市、消防機関、県防災担当課及び県出先担当事務所等が保管することにより、地震発生時の迅速な対応を図るものとする。

### 2 住宅等の安全立地

市は、土砂災害特別警戒区域等の危険区域における宅地開発、住宅建築等を未然に指導及び抑制するとともに、危険区域における住宅等の移転を促進し、住宅等の安全立地に努める。

### 3 土砂災害防止工事の促進

土砂災害危険区域について点検を実施し、人家、公共施設の多い重要箇所から逐次防止工事を実施するよう県に要請する。

### 4 水害防止事業の推進

地震による堤防や水門等の破壊に伴う水害の発生を防止するため、河川管理者、農業用排水施設管理者その他堤防・水門等の管理者は、それぞれが管理する施設についても平常時から巡視・点検を励行し、危険度の高い箇所から順次計画的に補強又は改修を進めるものとする。

市は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、住民等に適切な情報提供を図るものとする。

## 第9節 建築物等耐震化計画

### 1 建築物の耐震・不燃化

(1) 市は平成18年1月に改正された、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて策定した、藤岡市耐震改修促進計画（平成20年3月）により、昭和56年（新耐震基準施行）以前に建築された建築物の耐震診断・改修の促進施策を充実し、計画的な耐震化を促進する。

#### ア 市有建築物の耐震化

- ① 災害時の防災拠点や応急対策活動拠点として重要な役割を担うことから、新耐震基準施行以前に建築された建築物について、重要性や緊急性を考慮して計画的な耐震診断・改修の実施に努める。
- ② 今後計画する建築物については、防災上の役割を勘案し、一般の建築物より大きな地震力にも耐えられるよう設計を行う。

#### イ 特定既存耐震不適格建築物の耐震化

耐震改修促進法第14条第1号から第3号に規定する特定既存耐震不適格建築物に対しては、同法に基づき、所有者に耐震診断や改修の指導・助言等を行い耐震の促進を図る。

#### ウ 一般木造住宅の耐震化

新耐震基準施行以前の木造住宅について、藤岡市木造住宅耐震診断事業実施要綱による耐震診断士の派遣、藤岡市木造住宅精密診断補助金交付要綱や藤岡市木造住宅耐震改修補助金交付要綱による助成を行い、耐震改修の促進を図る。

#### エ 周知・啓発活動

- ① 藤岡市域の地盤揺れやすさ等を示した「藤岡市地震防災マップ」の周知
- ② ホームページや広報紙等を通じて、耐震化、地震防災情報の掲載

#### オ 環境整備

- ① 市民相談窓口の設置
- ② 耐震診断技術者の育成等

#### カ 建築設備等の安全対策

- ① 窓ガラス・外壁等の落下物の安全対策
- ② ブロック塀の倒壊等の安全対策
- ③ 家具の転倒防止等、屋内の安全対策

#### キ その他

- ① リフォームにあわせた耐震改修工事の誘導

(2) 市街地における建築物の延焼防止のため、避難場所、緊急輸送道路、避難路等周辺地域に防火地域又は準防火地域の指定を検討するものとする。

### 2 応急危険度判定体制の整備

地震災害後の人命にかかわる二次的災害を防ぐため、建築・砂防関係団体と協力し、地震により被災した建築物、宅地等の不安定な地域の危険度を判定するための体制を整備するものとする。

#### (1) 協議会の設置

地震等により被災した建築物及び宅地の危険性を判断する制度の適切な運用と群馬県、県内各市町村の連携を図ることにより、二次災害の防止に寄与し、県民生活の安定に資することを目的に平成14年7月に「群馬県被災土地建物判定対策推進協議会」が設置され、「被災宅地危険度判定部会」と「被災建築物応急危険度判定部会」との二つの部会が置かれている。

#### (2) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

- ア 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録  
県及び建築関係団体と連携して、応急危険度判定講習会の開催を周知し、知事が認定する被災建築物応急危険度判定士としての養成、登録を推進する。
  - イ 応急危険度判定実施体制の整備  
群馬県被災建築物応急危険度判定実施要綱に基づき、応急危険度判定に必要な判定マニュアル（本）、調査票、判定標識（ステッカー）、判定グッズ等の資機材を計画的に整備し、備蓄に努めるとともに、円滑な実施のための体制の整備を図る。
- (3) 被災宅地危険度判定体制の整備
- ア 被災宅地危険度判定士の養成、登録  
県及び建築関係団体と連携して、危険度判定講習会の開催を周知し、知事が認定する被災宅地危険度判定士としての養成、登録を推進する。
  - イ 危険度判定実施体制の整備  
群馬県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、危険度判定に必要な判定マニュアル（本）、調査票、判定標識（ステッカー）、判定グッズ等の資機材を計画的に整備し、備蓄に努めるとともに、円滑な実施のための体制の整備を図る。

## 第 10 節 孤立化対策

風水害等対策編第 2 章第 20 節「孤立化対策」に準ずる。